



衛生水準の確保・向上事業推進会議を開催

8月8日(火)、主婦会館プラザエフにおいて、東京都生活衛生同業組合の17組合代表者、鮫島弘尚東京都保健医療局健康安全部環境保健衛生課長、山口賢治日本政策金融公庫国民生活事業本部東京地区統轄室長及び東京都生活衛生営業指導センター専務理事が出席し、「令和5年度第1回衛生水準の確保・向上事業推進会議」を開催しました。

会議冒頭、都指導センターから、令和5年度は「推進月間の創設から10年目の節目の年」になることから「生衛組合役職員の意識改革」、「生衛業及び生衛組合の認知度向上」、「生衛組合と地域社会や行政との連携強化」を特に意識した活動が求められると説明しました。

次に、令和5年度衛生水準の確保・向上事業行動計画に基づく事業の推進について、都指導センター及び各生衛組合から説明、提案がなされ、審議の結果、全会一致で承認されました。

なお、第2回の推進会議は、行動計画に基づく事業の実施報告と評価を令和6年2月に行う予定です。



主な行動計画

- ☐ 衛生水準の確保・向上事業推進会議の開催
- ☐ 広報・啓発事業
- ☐ 新規営業許可店舗情報の整備と生衛組合への情報提供
- ☐ 生衛組合活性化塾(研修会)の開催
- ☐ 衛生管理等に関するセミナーの実施
- ☐ 知事等に対する生衛組合、都指導センターへの支援に関する要請活動の実施



生活衛生関係営業を経営する皆様
11月は「生活衛生同業組合活動推進月間」です!



令和5年度第1回生衛業感染症対策検討会を開催

令和5年6月29日(木)主婦会館プラザエフ会議室において、令和5年度第1回の生衛業感染症対策検討会を開催しました。本検討会には、東海林委員長、各同業組合から選出された委員、行政関係委員(東京都福祉保健局・現保健医療局)の計8名が出席し、今年度の実施計画の検討に加え対策講習会や普及啓発用パンフレット作成についても検討が行われました。

感染症対策講習会については、取り上げるテーマとして「HACCPに沿った衛生管理の義務化後も続いている食中毒について」「身近にせまる麻疹・デング熱などの海外由来の感染症」「安全・安心にするための食物アレルギーの知識」等が事務局から提案され、意見交換の結果、**【HACCPに沿った衛生管理】**と**【身近にせまる感染症】**の2つをテーマとして取り上げることとしました。食品衛生法の改正により、令和3年6月から、一般飲食店など小規模事業者である生衛業の多くの方は、取組みやすい簡易化された手法の「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の実施が求められていますが、依然として食中毒の発生が続いており、改めて、食品衛生管理の重要性が認識されるところです。食中毒予防や食品の安全に向けた食品衛生管理に取組むため、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の実践手法を学ぶことを一つ目

のテーマとしました。また、今後、海外との交流の本格的な回復に伴い、新たな感染症や海外で流行している感染症が流入する可能性があります。生衛業の従事者の方は、海外から持ち込まれる感染症などを「より身近で接するもの」として捉える必要があると考えられますので、海外由来の感染症について、基本的な知識を学んでいただくことを二つ目のテーマとしました。

普及啓発用パンフレット作成については、「**接触皮膚炎(かぶれ)・食物アレルギー**」をテーマとしました。「食物アレルギー」について、飲食業を営む方は、正しい知識を持ち、利用者の方に提供することが求められています。また、飲食業以外の業種の方にとりましても、アレルギー性や非アレルギー性の「接触皮膚炎」は、従業員の方やお客様にも起こりえますので、発症予防策の知識などは必要なものと言えます。そこで、生衛業の方向けに、「業務や生活など身近に起こりうる接触皮膚炎」や「食物アレルギー」について、その危険性について理解が進むよう、基礎的な知識を中心に上げる予定です。

なお、第2回生衛業感染症対策検討会は10月に開催を予定しています。

令和5年度第1回後継者育成支援協議会を開催

都指導センターでは、生衛業が直面している後継者確保の課題に対応するためインターンシップ事業の実施や各生活衛生同業組合との共催事業の実施などを柱とした後継者育成支援事業に取り組んでいます。

令和5年7月21日(金)主婦会館プラザエフ会議室において、原田委員長、各同業組合から選出された委員、行政関係(東京都保健医療局)の職員計7名の出席により令和5年度第1回の後継者育成支援協議会が開催され、今年度の実施計画、インターンシップ事業の実施状況の報告、昨年度共催事業の総括及び今年度共催事業の事前審査の各項目について協議・検討が行われました。

インターンシップ事業は、都内の中学生、高校生、若者を対象に、美容、理容、麺類、ホテル旅館、中華料理及びクリーニングの各組合において、職場体験の受け入れを実施しているものです。事業の有効性を再度確認すると共に、学校等と

の一層の連携や受入店舗数の拡充等に関して意見交換が行われました。

共催事業は、各生活衛生同業組合と都指導センターが共催して、後継者育成に資するイベントや出前事業を実施するものです。ここ数年新型コロナウイルス感染症の影響でイベント開催には制約もありましたが、積極的な対応をいただいており、今年度は麺類、中華料理、料理、氷雪販売業、理容、美容の6組合から6事業の共催申請がなされました。会議の席上、各組合の出席委員から、事業の概要、参加予定人数、見込める効果、予算等の説明がなされ、その後、共催事業として適格性について審査評価を実施しました。

申請された各共催事業はいずれも採択され、今後、各組合にて実施される予定です。実施状況は本紙においても逐次紹介していきます。

なお、第2回検討会は年度後半開催の予定です。

令和5年度第1回外国人対応支援事業企画委員会を開催

都指導センターでは、平成27年度より外国人対応支援事業に取り組んでいます。

令和5年7月27日(木)主婦会館プラザエフ会議室において松本委員長、各同業組合から選出された委員等の出席により、令和5年度第1回外国人対応支援事業企画委員会を開催し、今年度事業の具体的取組である以下の2項目について検討を行いました。

第一の「情報発信の取組」では、ウィズコロナに取り組む



生衛業の方を支援するために、外国人観光客を対象としたSNS活用による集客、多言語対応に役立つ各種ツールの活用、キャッシュレス対応などの項目を取り上げて、周知用動画を作成し、都指導センターのホームページに掲載し、皆さんに活用していただくこととしました。今後2回の企画委員会での検討を経て、令和6年3月に映像の公開を予定しています。

第二の「講習会開催」では、ウィズコロナに向けた取組について、基礎的な知識と実践的な知識の両方の理解を深めるべく講習会を開催することを計画しています。具体的には、「最近の外国人観光客の動向」「SNSを活用した広報戦略」「キャッシュレス対応」等からテーマを選定し、外部の専門家の方を講師に招いて講習会を実施します。開催時期は、第1回を令和5年11月に、第2回を令和6年2月に予定していますが、詳細につきましては、後日都指導センターホームページにてご案内いたします。

経営特別相談員研修会を開催

生活衛生経営特別相談員は、生衛業の皆様の融資等経営に関する相談・指導を担当しています。各組合が推薦、東京都から委嘱を受けた相談員が無料で相談に応じており、令和5年度は17組合合計で90名が東京都から委嘱を受けています。

都指導センターでは、経営特別相談員を対象とした研修等を年2回開催しています。第1回目は7月24日(月)に主婦会館プラザエフで開催しました。研修の概要は次のとおりです。



1 環境衛生営業施設の衛生確保について

講師：東京都保健医療局健康安全部環境保健衛生課統括課長代理 飯澤明子氏

旅館業、公衆浴場業、クリーニング業における衛生確保を中心に、レジオネラ症等の具体的な事例に基づいて分かりやすく解説していただきました。



2 衛経融資の意義とその活用

講師：全国生活衛生営業指導センター指導調査部特別指導室研究員 石井政美氏

衛経貸付のメリットを具体的に説明していただき、今後の融資推薦の促進に向けた取組みについて助言をいただきました。



3 日本政策金融公庫の概要と生活衛生改善貸付の推薦事務

講師：日本政策金融公庫東京中央支店国民生活事業融資第三課長 黒澤謙治氏

衛経貸付制度の概要、推薦書の記入上のポイント、留意点等について、具体例を挙げて分かりやすく解説していただきました。



各組合理事長と日本政策金融公庫との懇談会を開催

8月28日(月)、日本政策金融公庫東京中央支店東京研修会館において、各生活衛生同業組合理事長と日本政策金融公庫との懇談会が開催されました。

懇談会では、各組合理事長から組合員数の減少など、それぞれ組合を取り巻く現在の課題や業界動向について発言がありました。また、日本政策金融公庫に対しては、生衛業者へ金融面等を含め多面的な支援を要請する発言もありました。

一方、日本政策金融公庫からは小倉東京地区統轄をはじめ、都内各支店事業統轄から各管内の生衛業者の動向や各支店における生衛業者へのサポート状況等について発言がありました。さらに、全国生活衛生営業指導センターの石井特別指導室研究員から、衛経貸付等に関する解説をいただきました。

懇談会終了後、各組合理事長から、大変有意義な情報交換ができたとの声が多く寄せられました。



映画部/事業部/不動産部

21世紀の
ドキドキ・ワクワクが私達の仕事です。

大蔵映画株式会社

本社 〒141-0021 東京都品川区上大崎2-24-15(目黒西口ビル) TEL 03-3493-6115 (代表)
関東支社 〒104-0061 東京都中央区銀座5-3-12(老番館ビル) TEL 03-3573-5566 (代表)

Aflac

公財) 全国生活衛生
営業指導センター 賛助会員
公財) 東京都生活衛生
営業指導センター 賛助会員

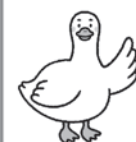
アフラック募集代理店
株式会社
ユニバーサルファミリー

フリーダイヤル

0120-12-6561

〒166-0015 杉並区成田東 5-34-16 ユニバーサルスクエア南阿佐ヶ谷 7 階

アフラックから、
しっかり頼れる介護保険、誕生。



介護状態に合わせて保障する

アフラックの
しっかり頼れる
介護保険

センターからのお役立ち情報

令和5年度 生衛業のための感染症対策講習会のご案内

都指導センターでは感染症に対する知識の普及及び注意喚起を目的に年1回講習会を実施しています。今回は、「HACCPに沿った衛生管理」と「身近にせまる感染症」の二つをテーマに、専門家の方にわかりやすく解説していただきます。皆様のご参加をお待ちしています（参加費無料）。

【日時】 令和5年11月14日（火）14：00～16：00 ＜開場：13：40予定＞

【定員】 先着80名

【会場】 主婦会館プラザエフ 9階 スズラン
（JR中央線、東京メトロ丸の内線・南北線、「四ツ谷駅」下車）

【申込方法（予定）】

組合員の方は下記①、組合員以外の方は下記②の方法でお申し込みください。

① 各組合配布の申込書を各組合事務所にFAX

② 当指導センターホームページから申込書をダウンロードし、当指導センターあてにFAX（03-3445-8753）

【テーマ：講師】

（1部）依然として食中毒が発生している今、改めてHACCPに沿った衛生管理を考える

講師 一般社団法人 東京都食品衛生協会 食品安全推進室長 服部 大 先生

令和3年6月に食中毒予防などを目的とした「HACCPに沿った衛生管理」が義務化されましたが、アニサキス、カンピロバクター、ノロウイルスなどによる食中毒が依然として発生しています。

一般飲食店など生衛業の多くの方は、業界団体の作成した手引書を参考に、「食中毒予防三原則：つけない、ふやさない、やっつける」をベースとした衛生管理計画を作成し、その実施状況を確認記録する「HACCPの考えを取り入れた衛生管理」を実施することが求められています。

大切なお客様とお店を食中毒から守るために、「HACCPの考えを取り入れた衛生管理」をどのように実践することが必要なのか改めて考えてみたいと思います。

（2部）あなどるなかれ！感染症～身近にせまる感染症を知る～

講師 東京都保健医療局 感染症対策部 防疫課 課長代理 中島 丈晴 先生

新型コロナウイルス感染症は、「スペイン風邪」以来の100年に一度のパンデミックとされていますが、「5類感染症」に位置付け変更となり、日常はウィズコロナに移行しています。今後、海外との交流が回復するとともに、海外から新たな感染症の流入が懸念されます。過去20年間で振り返ると、SARSや新型インフルエンザなどの新たな感染症や、麻疹やデング熱などの再び流行した感染症が、数多く発生してきました。

生衛業に従事される方は、インバウンドとの接触機会が多いため、主に海外から持ち込まれる感染症などを「より身近で接する感染症」として捉える必要があります。自分の身を守るためにも、これらの感染症について、基本的な知識を学んでいただき、しっかりと備えを固めていただきたいと思います。

消費者のお店選びの目安となる Sマーク

11月は普及登録促進月間です！！

Sマーク登録店は、厚生労働大臣認可の標準約款制度（Sマーク）に従って営業安全・安心・清潔を約束する3つのSを備えたお店です。

安全 Safety 安心 Standard 清潔 Sanitation

登録対象となる業種は

理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食店営業、一般飲食店営業

「Sマーク」制度に登録しましょう！！

メリット、登録費用など

詳しい内容は、都指導センターホームページをご覧ください。

当店は安心です

Sマークのある 理容・美容・クリーニング・めん類飲食・一般飲食店は、
S safety安全であること S sanitation清潔であること S standard安心であること
3つのSを約束します。

11月は、
Sマーク
標準約款普及
登録促進月間
です。

私たちはSマークのお店です。

主催：公益財団法人全国生活衛生営業指導センター 都道府県生活衛生営業指導センター

組合だより



「E・toco Cup 2023 フットサル東京大会」開催

後継者育成事業として内外からその実績が高く評価されている「E・toco Cup 2023 フットサル大会」が6月19日に江東区豊洲にあるMIFA Football Parkで開催されました。

天候にも恵まれ、18チーム160名を超える選手がグラウンドを駆け回るとともに選手はもちろん応援に来た方そしてお手伝いしていただいた方、まさにみんなが「理容師仲間」として親睦を深める貴重な機会となりました。さらに、今回から最優秀GK賞が新設され、アトラクションとして「リフティングキング」が行われるなど新たな試みも行われ、大いに盛り上がった東京大会となりました。



季節の変わり湯を実施

東京都浴場組合では、季節の変わり湯を実施しております。伝統的な変わり湯としては、こどもの日の菖蒲湯、冬至の柚子湯があります。また、銭湯まつりとして10月10日にラベンダー湯を実施しております。

「土用の丑の日」といえば、思い浮かべるのが「うなぎ」ですが、同じく夏バテ防止や疲労回復のために、「ももの葉」を湯船に入れて湯につかる「丑湯(うしゆ)」という習慣も、江戸時代から広く親しまれています。ももの葉には、肌の炎症を抑える消炎作用や解熱作用など、お肌のトラブルに効果が期待できます。

東京都内の銭湯では、今年で3回目となる土用の丑の日(今年は7月30日)に「ももの葉湯」を実施しました。

今後、9月には「シークワーサーの湯」、さらには10月以降「ルイボスティー湯」、「じゃばら湯」等の実施も予定しております。

薬草ごとに効能は異なりますが、一般にリラックス効果や疲労回復効果等があるといわれております。

銭湯は家庭風呂よりお湯の量が多く、熱容量があるため、体が温まりやすく、さらに温浴効果も相まって、リラックス、リフレッシュしていただける絶好の場所です。大きな湯舟で季節の変わり湯をぜひ体験してみてください。



東京都からのお知らせ

今夏の食品衛生一斉監視実施結果(中間報告)

食中毒の発生を未然に防止し、食品の安全性を確保するため、都及び特別区・八王子市・町田市は、6月1日から8月31日まで、食品関係事業者等に対する夏の食品衛生一斉監視を実施しました。このたび、6月1日から7月31日までの実施結果について、速報値を取りまとめましたので、お知らせします。

この期間、食品関係営業施設に対し、延べ76,868件の立入検査を行い、食品の衛生的な取扱い等の指導を実施しました。また、食品等4,043検体について検査を実施した結果、大腸菌群が検出された「アイスマルク」等、計4検体の違反を発見し、必要な措置を行いました。

重点監視項目の結果概要

今夏の食品衛生一斉監視では、下記の項目について重点的に監視指導を行っています。

1 大量調理施設等の監視指導 延べ3,520件

食中毒が発生した際に大規模な患者の発生につながる集団給食施設、弁当製造施設等に対し、延べ3,520件の立入検査を行いました。その結果、食品の衛生的な取扱い等について185件の指導を行いました。

2 食肉等の取扱い(生食での提供中止等)に関する監視指導 延べ10,963件

食肉を原因とする食中毒を未然に防止するため、飲食店等に対し、延べ10,963件の立入検査を行いました。その結果、鶏刺し等鶏肉を生で提供していた施設等に対して、十分な加熱の実施等について274件の指導を行いました。

3 HACCP*の取組支援 延べ29,943件

食品等事業者に対し、延べ29,943件の立入検査を実施し、衛生管理計画の作成、記録の実施等の指導を行いました。

*HACCP(ハサップ Hazard Analysis and Critical Control Point)：

食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因(ハザード)を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。

4 その他

期限表示やアレルギー表示等を中心に、185,065品目の食品に対し食品表示法に基づく表示監視を行いました。その結果、883品目の不適正表示食品を発見し、表示改善の指導等

必要な措置を実施しました。

テイクアウトや宅配等を実施する飲食店に対し、延べ3,372件の立入検査を実施し、調理済食品の速やかな放冷、冷却等の適切な温度管理等について監視指導を行いました。その結果、食品の温度管理の徹底等、45件の指導を行いました。

上記の一斉監視事業の実施結果については、事業実施後に取りまとめ、食品衛生関係事業報告において公表を行う予定です。

問合せ先

保健医療局健康安全部食品監視課
電話 03-5320-4404

生活衛生関係営業施設数

(令和5年6月末現在)

	施設数	備 考
理 容 所	7,539	
美 容 所	27,007	
ク リ ニ ング 所	2,657	リネン・取次所を除く
興 行 場	472	映画・演劇のみ(多目的・スポーツ・その他、仮設除く)
旅 館・ホ テ ル	3,876	
簡 易 宿 所	1,211	
普 通 公 衆 浴 場	457	銭湯のみ(うち公営銭湯1を除く)

	改正前営業種目	施設数	改正後営業種目	施設数
環境関連	一 般 飲 食 店	87,432	飲 食 店 営 業 (一 般 飲 食 店)	64,842
	旅 館・ホ テ ル	1,232		
	バー・キャバレー	6,601		
	民 生 食 堂	12		
	す し 屋	2,765		
	そ ば 屋	2,570		
	仕 出 し 屋	1,175		
	弁 当 屋	4,272		
	そ う 菜 店	4,723		
	コンビニエンスストア等	54		
食品関連	喫茶店営業(店舗)	2,020	食 肉 販 売 業 (届 出 を 含 む)	4,882
	食 肉 販 売 業	3,602		
	氷 雪 販 売 業	1	氷 雪 販 売 業 (届 出)	141

※令和3年6月の改正食品衛生法施行により、食品関連については営業種目の内訳が変更になりました

※経過措置期間が設けられているため、改正前・後それぞれの法に基づく営業を分けて計上しています

～冊子、チラシ、パンフレット等総合印刷～

ダイヤ印刷株式会社

〒101-0021

東京都千代田区外神田6-11-10西岡第二ビル

TEL 03-5817-3351

FAX 03-5817-3350

アイフィスは

あなたの店づくり・評判づくりの
お手伝いをいたします

株式会社アイフィス

〒112-0005 東京都文京区水道2-10-13

TEL 03-5395-1201 FAX 03-5395-1206

【HP】http://www.ifys.co.jp 【e-mail】info@ifys.co.jp 担当：小原好春

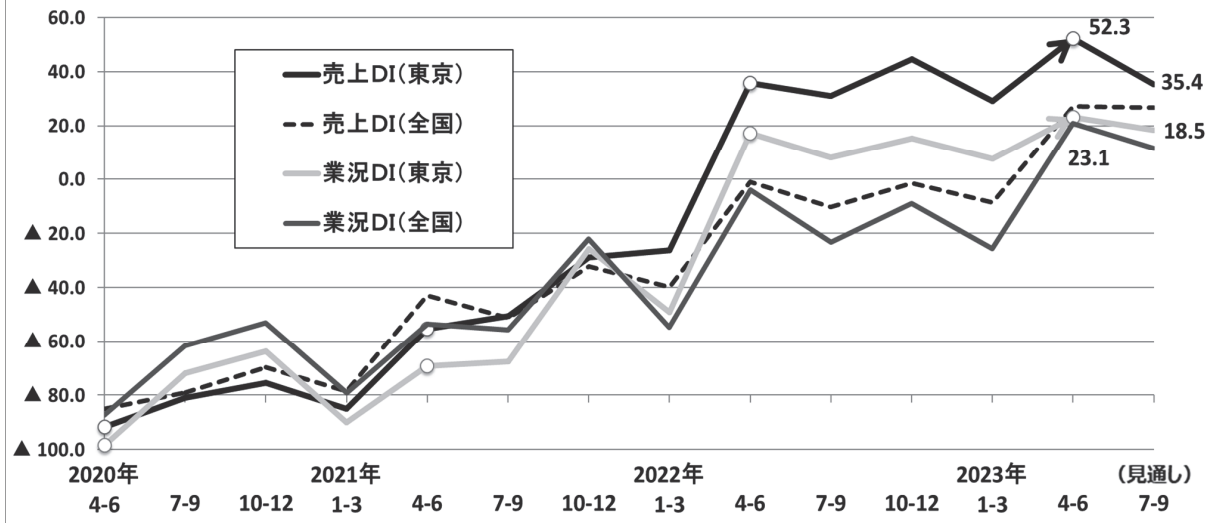
生活衛生関係営業の皆さまへ

「生活衛生関係営業の景気動向等調査結果」と「日本公庫ダイレクト」のご案内

2023年4～6月期景気動向 ～生活衛生関係営業の景況～

- 売上DI(東京) 52.3 (前期比 23.1 ポイント上昇、前年同期比 16.4 ポイント上昇)
- 業況DI(東京) 23.1 (前期比 15.4 ポイント上昇、前年同期比 5.9 ポイント上昇)
- 来期(7～9月期)は、売上DI、業況DIともに低下する見込み

【売上DIと業況DIの推移】



* 四半期毎。白抜き記号は、各年4～6月期。

「日本公庫ダイレクト」のご案内

「日本公庫ダイレクト」はお客様と日本公庫をつなぐお客様(会員)専用のオンライン窓口です。

▶ 利用可能な主なサービス 今後、サービスを拡充予定!

サービス名	内 容
どなたでもご利用いただけるサービス	
インターネット借入申込	借入申込がオンラインで完結できます。
融資に関するお問合せ	事業に関するご相談やお問合せの手続きができます。
予約相談	支店などへの来店相談やオンライン相談の予約ができます。
メール配信	日本公庫からの各種おすすめ情報を受け取ることができます。
セミナーの確認・参加申込	日本公庫がホームページ上で参加の申込を受付しているセミナーへの申込手続きが簡単にできます。
各種資料のお受け渡し	資料のご提出やお受取が、オンラインでできます(注1)。

お取引先さま専用サービス(注2)

各種証明書のオンライン発行	ご融資金残高証明書などの各種証明書が入手できます。
お取引状況のオンライン確認	ご融資金額やご融資金残高等のお取引状況が確認できます。

(注1) 日本公庫から資料のご提出やお受取をお願いする際のみご利用いただけるサービスです。

(注2) 1. 平日8:30～19:30にご利用いただけるサービスです。

2. 会員登録に加え、お取引先さま専用サービスの利用申請が必要となります。

日本公庫 ダイレクト



無料

一生衛業の皆様のための 指導センター 経営相談室

都指導センターでは、無料で経営相談・診断を行っています。

生衛業を営む皆様の経営上のお悩みについて、当指導センター指定の中小企業診断士が直接お店に伺ってご相談や経営診断を行います。

売上の向上、販売促進強化、お店の改修、資金繰り、従業員等へのお店の継承や各種支援策など様々な経営上のお悩みについて、お気軽にご利用ください。

お申込みは、当指導センターホームページから「申込書」をプリントアウトして、当センターへFAX(03-3445-8753)してください。後日、担当者からご依頼もとにご連絡させていただきます。

生衛業の皆様のための 無料経営相談室

- 新型コロナウイルス感染症に係る融資や各種支援策などについても、お気軽にご相談ください。
- 指導センター指定の中小企業診断士が直接お店などに伺いますので、気軽にお申込ください。
- 相談内容が組合関係者など外部に漏れることはありません。

① 次のようなことで迷ったり、気になる方には適切なアドバイスをします。

資金繰りで相談したいが？

目標を持って営業したい。

従業員の待遇改善は？

しっかりと事業計画をつくりたい。

お店の改修をしたいけど迷っているが？

金融機関から改善計画書を出してほしいと言われた。

売上の向上や販売の促進を強化したいが？

後継者に経営を任せようと思うけど、どんなことに注意すればいいの？

② 簡易な事業計画の作成を支援します。(無料2回訪問、一定期間の無料フォローあり)

【申込み】裏面「経営相談申込書」にご記入の上、直接、下記までFAXでお申込みください。申込みの受付後、指導センターから確認の電話をいたします。

公益財団法人 東京都生活衛生営業指導センター

渋谷区広尾5-7-1

TEL:03-3445-8751 FAX:03-3445-8753

<https://www.seiei.or.jp/tokyo/>

賛助会員加入社一覧

タカラベルモント株式会社
〒107-0052 港区赤坂7-1-19 TEL.3404-1793

株式会社八芳園
〒108-8631 港区白金台1-1-1 TEL.0570-064-128

アフラック生命保険株式会社東京総合支社
〒163-0456 新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル22F TEL.3344-1580

日本たばこ産業株式会社東京支社
〒103-8603 墨田区横川1-17-7 TEL.6703-0567

株式会社クロスウェーバー
〒107-0052 港区赤坂4-3-15 FSK赤坂ビル TEL.5573-8754

株式会社ピュアリンクス
〒104-0032 中央区八丁堀3-8-1栄ビル3F-C TEL.6228-6878

明治記念館
〒107-8507 港区元赤坂2-2-23 TEL.3403-1171

株式会社アイフィス
〒112-0005 文京区水道2-10-13 TEL.5395-1201

菅原印刷株式会社
〒111-0051 台東区蔵前3-15-1 エスピービル TEL.5687-2211

プラネットワークス株式会社
〒150-0041 渋谷区神南1-5-14三船ビル406 TEL.5728-3576

株式会社ミツウロコヴェッセル
〒104-0031 中央区京橋3-1-1 東京スクエアガーデン TEL.3257-6316

株式会社ユニバーサルファミリー
〒166-0015 杉並区成田東5-34-16 ユニバーサルスクエア南阿佐ヶ谷7階 TEL.0120-12-9761

大蔵映画株式会社
〒141-0021 品川区上大崎2-24-15 目黒西口ビル10階 TEL.3493-6115

ダイヤ印刷株式会社
〒101-0021 千代田区外神田6-11-10 西岡第2ビル TEL.5817-3351

株式会社夢グループ
〒112-0013 文京区音羽2-10-2 音羽NSビル5F TEL.5395-7503

株式会社日本トリム東京支社
〒104-0032 中央区八丁堀3-25-7 Daiwa八丁堀駅前ビル4F TEL.3537-1611

(令和5年9月30日現在)

視点を換えれば、世の中は変わる



当たり前はもう
当たり前じゃないかもしれない
今日、明日をつくろう
世界は、昨日と同じか。

Rethink
PROJECT



JTは「Rethink PROJECT」を推進しています。